

介護保険負担限度額認定申請書

明和町長 あて
次のとおり関係書類を添えて、食費・居住費（滞在費）に係る負担限度額認定を申請します。

		年 月 日											
フリガナ		被保険者番号											
被保険者氏名		個人番号											
		生年月日		大・昭		年		月		日			
住 所	〒 電話番号												
入所（院）した介護保険施設の所在地及び名称（※）	〒 電話番号												
入所（院）年月日（※）	平・令 年 月 日					（※）介護保険施設に入所（院）していない場合及びショートステイを利用している場合は、記載不要です。							

配偶者の有無		有・無	左記において「無」の場合は、以下の「配偶者に関する事項」については、記載不要です。											
配偶者に関する事項	フリガナ													
	氏 名													
	生 年 月 日	大・昭 年 月 日					個人番号							
	住 所	〒 電話番号												
	本年1月1日現在の住所（現住所と異なる場合）	〒												
	課税状況	市町村民税 課税 ・ 非課税												

収入及び資産に関する申告				
☐	生活保護受給者/市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者		かつ 預貯金等 1,000 万円（夫婦は 2,000 万円）以下	
☐	世帯全員	課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計額が年額 80 万 9 千円以下	かつ 預貯金等 650 万円（夫婦は 1,650 万円）以下	
☐	（世帯分離をしている配偶者を含む）が	課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計額が年額 80 万 9 千円超え 120 万円以下	かつ 預貯金等 550 万円（夫婦は 1,550 万円）以下	
☐	住民税非課税	課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計額が年額 120 万円超え	かつ 預貯金等 500 万円（夫婦は 1,500 万円）以下	
※ 第 2 号被保険者（40 歳以上 64 歳以下）の場合、預貯金等に関する申告は 1,000 万円（夫婦は 2,000 万円）以下です。				
非課税年金の受給状況		【該当する項目の番号を○で囲んでください】 1.遺族年金（寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金含む） 2.障害年金 3.受給なし		
預貯金額	円	有価証券（評価概算額）	円	その他（現金・負債を含む）（ ）※ 円

※内容を記入してください

申請者が被保険者本人の場合は、記載不要です。

申請者氏名	被保険者本人との関係
申請者住所	日中連絡の取れる電話番号

裏面もご記入ください

同意書

明和町長 あて

介護保険負担限度額認定のために必要があるときは、官公署、年金保険者又は銀行、信託会社その他関係機関(以下「銀行等」という。)に私及び私の配偶者(内縁関係の者を含む。以下同じ。)の課税状況及び保有する預貯金並びに有価証券等の残高について、報告を求めることに同意します。

また、明和町長の報告要求に対し、銀行等が報告することについて、私及び私の配偶者が同意している旨を銀行等に伝えて構いません。

私(被保険者本人)が負担すべき限度額について、利用しているサービス提供事業者に対して町が必要に応じて情報提供することに同意します。

年 月 日

<本人>

住所

氏名

<配偶者>

住所

氏名

注意事項

- (1) この申請書における「配偶者」については、世帯分離をしている配偶者又は内縁関係者を含みます。
- (2) この申請書における「非課税年金」とは、基礎年金、厚生年金、共済年金等の障害年金、遺族年金をいいます。
- (3) この申請書における「遺族年金」については、寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含みます。
- (4) 預貯金等については、同じ種類の預貯金等を複数所有している場合は、そのすべてを記入し、通帳等の写しを添付してください。
- (5) 書き切れない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
- (6) 虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

町 記 入 欄	交付年月日	生活保護	利用者負担段階	第 段階	今回の結果	
	年 月 日	有 ・ 無	所得要件	課税年金収入額＋合計所得 金額＋非課税年金収入額	1. 該 当	
	適用年月日	老齢福祉年金	80万9千円以下 80万9千円超120万以下 120万円超	円	2. 非該当	
	年 月 日から	有 ・ 無	資産要件	預貯金等合計額	事 由	課税 (本人・世帯・配偶者)
	有効期限	境界層				預貯金等合計額超過
	年 月 日まで	有 ・ 無	1,000万円(2,000万円)以下 650万円(1,650万円)以下 550万円(1,550万円)以下 500万円(1,500万円)以下	円	3. 未申告 (本人・世帯・配偶者)	
	本人・世帯等の課税状況	給付制限	備考 欄			
	本人課税 有 ・ 無	有 ・ 無				
	世帯課税 有 ・ 無	給付制限期間 年 月 日				
	配偶者課税 有 ・ 無	～ 年 月 日				